

議案第 4 1 号

さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
1 教育委員会委員	月額 200,000 円	1 教育委員会	委員長 月額 240,000 円 委員 月額 200,000 円
[略]		[略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前のさいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第 1 項の規定は、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第

2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する間については、なおその効力を有する。